## (目的)

第 1 条 この指針は,意見公募(パブリックコメント)手続に関して必要な事項を定めることにより,市民等の市政への参画を促進するとともに,市民等に対する市の説明責任を果たし,もって市民等と行政との協働によって公正で民主的な一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

#### 【考え方】

意見公募(パブリックコメント)手続とは、石岡市における計画などの策定に際し、その案を公表し、それに対する意見や情報を市民等から広く募集し、寄せられた意見等を考慮して計画を策定するとともに、その意見等に対する考え方等を公表する一連の手続のことであり,この指針を意見公募(パブリックコメント)手続の統一的ルールとして,手続の導入を図るものです。

意見公募(パブリックコメント)制度の導入により,市民等が市政へ参画する機会の拡充と,市 政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

# (定義)

- 第 2 条 この指針において,次の各号に掲げる用語の意義は,それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 意見公募(パブリックコメント)手続 市の基本的な政策の策定に際し,その立案に係る計画等の趣旨,目的,内容等を実施機関が公表し,広く市民等から意見を求め,寄せられた意見に対する本市の考え方を公表するとともに,意見を参考にして本市としての意思決定を行う一連の手続をいう。
  - (2) 実施機関 市長,教育委員会,選挙管理委員会,農業委員会及び消防長をいう。
  - (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
    - ア 本市に住所を有する者
    - イ 本市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
    - ウ 本市に存する事務所又は事業所に勤務する者
    - エ 本市に存する学校に在学する者
    - オ 意見公募手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

## 【考え方】

公平委員会,監査委員,固定資産評価審査委員会はその性格上,計画等を策定することが考えられないため,議決機関である議会とともに,実施機関から除きます。また,実際にこの手続きを行う実施主体は,実施機関が市長の場合,市長部局の各課となります。

本市に在住,在勤,在学する者などを「市民等」と定義し,この指針に基づく意見公募手続の客体と位置付けます。また,指針に規定する「市民等」以外から意見の提出があった場合は,幅広く多様な意見を参考とするために,「市民等」からの意見と同等に取り扱うものとします。

# (対象)

- 第3条 実施機関は,次の各号に掲げるものについて,意見公募(パブリックコメント)手続を 実施するものとする。
  - (1) 市の基本的政策を定める計画,個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
  - (2) 市の基本的な制度を定める条例,市民等に義務を課し,もしくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
  - (3) 市民生活又は事業活動に重大な影響を与える規則,要綱等の制定又は改廃
  - (4) 市の基本的な方向性を定める憲章,宣言等の制定又は改廃
  - (5) 前各号に掲げるものの他,実施機関が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定に関わらず,実施機関は,次の各号のいずれかに該当する場合は,意見公募手続の対象としないことができる。
  - (1) 金銭の賦課徴収に関するもの
  - (2) 迅速又は緊急を要するもの
  - (3) 内容が軽微なもの
  - (4) 法令等の規定に基づき,意見聴取を行うもの
  - (5) 審議会等が,この指針に準じる手続又は手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの
  - (6) 計画等の策定に当たって,実施機関の裁量の余地が無いと認められるもの

## 【考え方】

計画等の具体的案件がこの指針の対象であるか否かは,案件を所管する部局の各課が,この指針の趣旨及び規定に基づいて判断し,その説明責任を負います。

第1項第1号の「市の基本的政策を定める計画,個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、『総合計画』や『行財政改革大綱』等のように市政全般についての理念や基本方針等を定めるものをいい、全ての市民を対象とする大規模な公の施設の建設等,地

域の開発に係る基本的な計画もこの手続きの対象になります。なお,単年度の施策についての実施 計画や,個別の事業計画等は該当しません。

第1項第2号の「市の基本的な制度を定める条例」とは、『情報公開条例』等のように市政全般についての理念や、基本方針等を定めるものをいいます。「市民等に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例」とは、地方自治法第14条第2項(注1)に基づく条例等が該当します。

## (注1) 地方自治法第14条第2項

「普通地方公共団体は,義務を課し,又は権利を制限するには,法令に特別の定めがある場合を除くほか,条例によらなければならない。」

第1項第3号の「市民生活又は事業活動に重大な影響を与える規則,要綱等」とは,その規則, 要綱が制定又は改廃されること等に伴い,市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものをいい,行政内部のみに適用されるものは除外します。

第1項第4号の「市の基本的な方向性を定める憲章,宣言等」とは,『市民憲章』,『交通安全都市宣言』等のように,市政全般についての理念を定めるものをいいます。

第2項第1号の「金銭の賦課徴収に関するもの」については,地方自治法第74条第1項(注2)の規定において金銭の賦課徴収に関する事項については直接請求の対象となっていないことを踏まえ,本手続の適用を除外します。

# (注2) 地方自治法第74条第1項

「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。」

第2項第2号の「迅速又は緊急を要するもの」については,本手続に係る所要時間の経過等により,その効果が損なわれる等の理由がある場合に本手続の適用を除外します。

第2項第3号の「内容が軽微なもの」については,大幅な改正又は基本的事項の制定を伴わない場合で,実施機関の判断により,本手続の適用を除外することができます。

第2項第4号の「法令等の規定に基づき,市民等の意見聴取を行うもの」については,法令等の 規定により意見聴取が義務付けられているものについて,本手続の適用を除外します。

第2項第5号の「審議会等が,この指針に準じる手続又は手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの」については,審議会等(地方自治法第138条の4第3項(注3)の規定に基づき設置される附属機関及びそれに準ずる機関をいう。)がこの指針に準じた手続を経て作成した答申等を受けて,市が政策等の意思決定をする場合には,同様の手続を繰り返すことになり,効率性や費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから,本手続の適用を除外します。

## (注3) 地方自治法第138条の4第3項

「普通地方公共団体は,法律又は条例の定めるところにより,執行機関の附属機関として 自治紛争処理委員,審査会,審議会,調査会その他の調停,審査,諮問又は調査のための 機関を置くことができる。ただし,政令で定める執行機関については,この限りでない。」

第2項第6号の「計画等の策定に当たって,実施機関の裁量の余地が無いと認められるもの」については,国の計画等との整合性を図る必要があるものや,直接地方自治法第74条第3項(注4)の規定により直接請求で提出された条例案等,市の裁量の余地が無い案件が該当します。

## (注 4) 地方自治法第 74 条第 3 項

「普通地方公共団体の長は,第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を召集し,意見を附けてこれを議会に付議し,その結果を同項の代表者に通知するとともに,これを公表しなければならない。」

#### (計画等の案の公表)

- 第4条 実施機関は,前条第1項各号に掲げる計画等について,最終的な意思決定を行う前に当該計画等の案を公表するものとする。
- 2 実施機関は,前項の規定により計画等の案を公表する際には,計画等の趣旨,目的,背景等についての説明を加えるとともに関連する資料を公表し,市民等が計画等の案の内容について十分に理解できるよう努めるものとする。なお,公表する計画等の案又は関連資料が相当量となる場合には,その概要の公表をもって代えることができる。
- 3 実施機関は、計画等の案等を実施機関の事務所及び実施機関が必要と認める施設に備え付け、インターネットその他の方法により、市民等が容易に計画等の案等を入手できるように努めるものとする。

## 【考え方】

市民等が計画等の案の内容を十分に理解し,積極的に意見を提出できるようにするため,計画等の案本体だけでなく,その趣旨や概要,関連資料等を必要かつ十分に用意します。

計画等の案等を公表する方法や場所については,意見の提出先や問い合わせ先を明確にし,情報をホームページに掲載するとともに,担当課の窓口や市の情報公開コーナー等で計画等の案等を閲覧できるようにします。

条例については、条例案そのものを対象とするものではなく、条例案の「骨子」等、構想段階で基本的な考え方を取りまとめたものを公表するものとします。

(予告)

- 第 5 条 実施機関は,前条の規定により計画等の案等を公表するのに先立ち,次に掲げる事項を 広報誌への掲載又はインターネットを利用した閲覧等により,当該意見公募(パブリックコメ ント)手続の実施を予告するものとする。
  - (1) 計画等の案の名称
  - (2) 計画等の案に対する意見の提出期間
  - (3) 計画等の案等の入手方法

#### 【考え方】

予告は,幅広く多様な意見を頂くために,広く市民等に意見公募(パブリックコメント)手続の 実施を伝えるために行うものです。

報道機関への発表等,市民等への周知ができる方法をできる限り活用します。また,市民等への 予告に先立ち,議会への説明を行うこととします。

#### (意見の提出期間及び提出方法)

- 第6条 実施機関は、計画等の案等を公表した日から概ね2週間程度を意見の提出期間として定め、提出方法とともに当該計画等の案等を公表するときに明示するものとする。
- 2 意見の提出は,次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 実施機関の事務所への提出
  - (2) 郵便
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 電子メール
  - (5) 前各号に掲げるものの他,実施機関が認める方法
- 3 意見の提出をしようとする市民等は,住所及び氏名(法人その他の団体にあっては,所在地及び名称),連絡先を明示しなければならない。

## 【考え方】

意見の提出期間は「2週間程度」を目安としますが、計画等の案等の重要性や意思決定をするまでのスケジュールなどを勘案し、実施機関の判断により定めるものとします。

意見の提出方法は,多くの市民等から幅広い意見を頂くため,できるだけ多様な方法を採用する ものとしますが,意見を正確に把握するために,電話による聴き取り等は行わず,第2項各号に掲 げる文書又は電子的記録による意見の提出に限ります。

意見を提出する際に住所及び氏名,連絡先を明記してもらうのは,提出する意見に責任を持って頂くためであり,また,意見の内容等を確認させて頂く必要が生じた場合に,連絡を取ることがで

きるようにするためです。

氏名等の個人情報は,石岡市個人情報保護条例により保護されます。

#### (意思決定に当たっての意見等の考慮)

- 第 7 条 実施機関は,前条の規定により提出された意見等を考慮し,計画等について意思決定を 行うものとする。
- 2 実施機関は前条の規定により提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方, 計画案等を修正したときは当該修正の内容を公表するものとする。ただし,石岡市個人情報保 護条例第 13 条に規定する非公開情報に該当するものは,その全部又は一部を公表しないことが できる。
- 3 前項の規定による公表については,第4条第3項の規定を準用する。

## 【考え方】

実施機関は,提出された意見を必ず採用するということではありませんが,意見の採用・不採用 に関わらず,意見に対しての市の考え方は明示するものとし,提出された意見を考慮した意思決定 を行います。

本手続は,市における情報収集源の拡大と多様化を目的とするものであり,いわゆる住民投票の 様に多数決により計画の賛否を問うものではありません。よって,賛否の結論を示しただけの意見 に対しては,市の考え方を示さない場合があります。

提出された意見の数が多い場合は,類似意見ごとにまとめて公表します。

公表の時期は,議決が必要なものについては当該条例案等の議会提出前,その他の政策等については当該政策の実施前までに行うものとします。なお,公表の方法ごとに適切な公表期間を確保するものとします。

#### (実施状況の公表)

- 第8条 市長は,この指針の規定により意見公募(パブリックコメント)手続を行っている案件の一覧を作成し,その実施状況について市ホームページ上で公表するものとする。
- 2 前項の案件の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 案件名
  - (2) 公表日
  - (3) 意見の提出期限
  - (4) 公表資料の入手方法
  - (5) 問い合わせ先

# 【考え方】

市民等がこの制度の実施状況を容易に知ることができるようにするため,実施状況の一覧表を作成し,市ホームページ上で公表します。

# (委任)

第9条 この指針の施行に際し必要な事項は,実施機関が別に定める。

# 【考え方】

指針を施行するに当たり、その運用方法については各実施機関が定めるものとします。